

新旧対照表

改定案(令和8年4月版)		現行(令和7年3月版)		改定理由
編章節条	条文	編章節条	条文	
第1002条	用語の定義	第1002条	用語の定義	
	2「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。		2「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。	【国に準拠】
	ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出する場合は、記名がなくても有効とする。		ただし、情報共有システムを活用し、「指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出」を行う場合は、記名がなくても有効とする。	【国に準拠】 文言修正

編章節条 改定案(令和8年4月版) 条文	編章節条 現行(令和7年版) 条文	改定理由												
<p>発注者支援(積算)業務 特記仕様書(案)</p> <p>第1条 適用範囲 本特記仕様書は、次の業務(以下「本業務」という。)に適用する。 ○業務名:令和年度 発注者支援(積算)業務委託(○○工区) ○業務箇所:1. ○○市○○町(○○地域振興局建設部管内○○工区) 2. ○○市○○町(○○地域振興局建設部○○支所管内○○工区)</p> <p>第2条 業務目的 本業務は、各地域振興局(支庁)建設部において適切な工事の発注を確保するとともに、必要な設計図書及び積算関連資料の作成等を目的とする。</p> <p>第3条 業務期間 業務期間は、令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日までとする。</p> <p>第4条 準拠図書 本業務は、契約図書によるほか、関連法令及び条例を遵守した上で、次の仕様書(以下「共通仕様書」という。)及び最新の技術基準等に基づき履行するものとする。 ○発注者支援業務共通仕様書(令和8年4月鹿児島県土木部制定)</p> <p>第5条 前払い金及び部分払い 本業務は、請負金額の10分の3以内の前金払の支払いを請求することができるものとする。 なお、部分払いは行わないものとする。</p> <p>第6条 管理技術者及び担当技術者の資格等 本業務に従事する管理技術者及び担当技術者の資格等は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="378 719 875 1385"> <thead> <tr> <th>職 階</th> <th>資 格 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理技術者</td> <td>次のいずれかの資格等を有し、かつ次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術監理部門一建設又は建設部門) ② 一級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会二級土木技術者 ④ (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(1)、公共工事品質確保技術者(II) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の科目に限る) ⑥ 技術的行政経験を2.5年以上有する者 【実績】 過去10年度(※)業務の実績が1件以上ある者</td> </tr> <tr> <td>担当技術者</td> <td>次のいずれかの資格等を有する者、又は次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術監理部門一建設又は建設部門)、技術士補(建設部門) ② 一級又は二級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会二級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ④ (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(1)、公共工事品質確保技術者(II) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の科目に限る) ⑥ 技術的行政経験を1.0年以上有する者 【実績】 ① 過去10年度(※)業務の実績が1件以上ある者 ※ 同種業務は、鹿児島県が指定した土木工事に関する「積算業務」又は発注者として「工事の指導又は監督職員又は検査職員」として従事した経験</td> </tr> </tbody> </table>	職 階	資 格 等	管理技術者	次のいずれかの資格等を有し、かつ次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術監理部門一建設又は建設部門) ② 一級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会二級土木技術者 ④ (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(1)、公共工事品質確保技術者(II) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の科目に限る) ⑥ 技術的行政経験を2.5年以上有する者 【実績】 過去10年度(※)業務の実績が1件以上ある者	担当技術者	次のいずれかの資格等を有する者、又は次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術監理部門一建設又は建設部門)、技術士補(建設部門) ② 一級又は二級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会二級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ④ (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(1)、公共工事品質確保技術者(II) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の科目に限る) ⑥ 技術的行政経験を1.0年以上有する者 【実績】 ① 過去10年度(※)業務の実績が1件以上ある者 ※ 同種業務は、鹿児島県が指定した土木工事に関する「積算業務」又は発注者として「工事の指導又は監督職員又は検査職員」として従事した経験	<p>発注者支援(積算)業務 特記仕様書(案)</p> <p>第1条 適用範囲 本特記仕様書は、次の業務(以下「本業務」という。)に適用する。 ○業務名:令和年度 発注者支援(積算)業務委託(○○工区) ○業務箇所:1. ○○市○○町(○○地域振興局建設部管内○○工区) 2. ○○市○○町(○○地域振興局建設部○○支所管内○○工区)</p> <p>第2条 業務目的 本業務は、各地域振興局(支庁)建設部において適切な工事の発注を確保するとともに、必要な設計図書及び積算関連資料の作成等を目的とする。</p> <p>第3条 業務期間 業務期間は、令和○○年○○月○○日～令和○○年○○月○○日までとする。</p> <p>第4条 準拠図書 本業務は、契約図書によるほか、関連法令及び条例を遵守した上で、次の仕様書(以下「共通仕様書」という。)及び最新の技術基準等に基づき履行するものとする。 ○発注者支援業務共通仕様書(令和7年3月鹿児島県土木部制定)</p> <p>第5条 前払い金及び部分払い 本業務は、請負金額の10分の3以内の前金払の支払いを請求することができるものとする。 なお、部分払いは行わないものとする。</p> <p>第6条 管理技術者及び担当技術者の資格等 本業務に従事する管理技術者及び担当技術者の資格等は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1223 719 1720 1385"> <thead> <tr> <th>職 階</th> <th>資 格 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理技術者</td> <td>次のいずれかの資格等を有し、かつ次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術監理部門一建設又は建設部門) ② 一級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会二級土木技術者 ④ (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(1)、公共工事品質確保技術者(II) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の科目に限る) ⑥ 技術的行政経験を2.5年以上有する者 【実績】 過去10年度(※)業務の実績が1件以上ある者</td> </tr> <tr> <td>担当技術者</td> <td>次のいずれかの資格等を有する者、又は次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術監理部門一建設又は建設部門)、技術士補(建設部門) ② 一級又は二級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会二級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ④ (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(1)、公共工事品質確保技術者(II) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の科目に限る) ⑥ 技術的行政経験を1.0年以上有する者 【実績】 ① 過去10年度(※)業務の実績が1件以上ある者 ※ 同種業務は、鹿児島県が指定した土木工事に関する「積算業務」又は発注者として「工事の指導又は監督職員又は検査職員」として従事した経験</td> </tr> </tbody> </table>	職 階	資 格 等	管理技術者	次のいずれかの資格等を有し、かつ次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術監理部門一建設又は建設部門) ② 一級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会二級土木技術者 ④ (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(1)、公共工事品質確保技術者(II) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の科目に限る) ⑥ 技術的行政経験を2.5年以上有する者 【実績】 過去10年度(※)業務の実績が1件以上ある者	担当技術者	次のいずれかの資格等を有する者、又は次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術監理部門一建設又は建設部門)、技術士補(建設部門) ② 一級又は二級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会二級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ④ (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(1)、公共工事品質確保技術者(II) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の科目に限る) ⑥ 技術的行政経験を1.0年以上有する者 【実績】 ① 過去10年度(※)業務の実績が1件以上ある者 ※ 同種業務は、鹿児島県が指定した土木工事に関する「積算業務」又は発注者として「工事の指導又は監督職員又は検査職員」として従事した経験	<p>R8に更新</p>
職 階	資 格 等													
管理技術者	次のいずれかの資格等を有し、かつ次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術監理部門一建設又は建設部門) ② 一級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会二級土木技術者 ④ (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(1)、公共工事品質確保技術者(II) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の科目に限る) ⑥ 技術的行政経験を2.5年以上有する者 【実績】 過去10年度(※)業務の実績が1件以上ある者													
担当技術者	次のいずれかの資格等を有する者、又は次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術監理部門一建設又は建設部門)、技術士補(建設部門) ② 一級又は二級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会二級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ④ (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(1)、公共工事品質確保技術者(II) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の科目に限る) ⑥ 技術的行政経験を1.0年以上有する者 【実績】 ① 過去10年度(※)業務の実績が1件以上ある者 ※ 同種業務は、鹿児島県が指定した土木工事に関する「積算業務」又は発注者として「工事の指導又は監督職員又は検査職員」として従事した経験													
職 階	資 格 等													
管理技術者	次のいずれかの資格等を有し、かつ次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術監理部門一建設又は建設部門) ② 一級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会二級土木技術者 ④ (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(1)、公共工事品質確保技術者(II) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の科目に限る) ⑥ 技術的行政経験を2.5年以上有する者 【実績】 過去10年度(※)業務の実績が1件以上ある者													
担当技術者	次のいずれかの資格等を有する者、又は次の実績を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術監理部門一建設又は建設部門)、技術士補(建設部門) ② 一級又は二級土木施工管理技士 ③ 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会二級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ④ (一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(1)、公共工事品質確保技術者(II) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の科目に限る) ⑥ 技術的行政経験を1.0年以上有する者 【実績】 ① 過去10年度(※)業務の実績が1件以上ある者 ※ 同種業務は、鹿児島県が指定した土木工事に関する「積算業務」又は発注者として「工事の指導又は監督職員又は検査職員」として従事した経験													
<p>第7条 業務計画書</p>	<p>第7条 業務計画書</p>													

<p style="text-align: center;">改定案(令和8年4月版)</p> <p>編章節条 条文</p>	<p style="text-align: center;">現行(令和7年版)</p> <p>編章節条 条文</p>	<p>改定理由</p>
<p>1 受注者は、共通仕様書第1010条に基づき業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>2 業務計画書には、照査計画を記載するものとする。</p> <p>3 本業務の実施体制として、担当技術者の配置計画等を記載するものとする。</p> <p>4 本業務は工事発注情報や予定価格等に関する情報に接することから、高度な機密保持の体制が求められるほか、セキュリティ対策として一箇所に固定された場所で業務を実施する必要があることから、実施体制等について業務計画に記載するものとする。</p>	<p>1 受注者は、共通仕様書第1010条に基づき業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。</p> <p>2 業務計画書には、照査計画を記載するものとする。</p> <p>3 本業務の実施体制として、担当技術者の配置計画等を記載するものとする。</p> <p>4 本業務は工事発注情報や予定価格等に関する情報に接することから、高度な機密保持の体制が求められるほか、セキュリティ対策として一箇所に固定された場所で業務を実施する必要があることから、実施体制等について業務計画に記載するものとする。</p>	
<p>第8条 業務内容</p> <p>1 現地調査 関係執行機関が貸与する資料(第17条関係)を基に、原則、積算に必要な現場条件等の調査、確認を行う。ただし、関係執行機関の担当職員と協議の上、必要ないと判断される場合は、この限りでない。</p> <p>2 発注用設計資料の作成等 (1) 工事発注図面及び数量総括表(数量計算)の作成 関係執行機関が貸与する資料(第17条関係)を基に、工事発注図面及び数量総括表(数量計算)を作成する。作成に当たっては、積算基準等に適合しているか確認を行う。ただし、資料の作成にあたって応力計算、安定計算等は含まない。 (2) 工事施工条件の確認及び特記仕様書(案)の修正 関係執行機関が提示する工事施工のための工程計画、仮(架)設計画及びその他の工事施工条件等について、確認の上、必要に応じて特記仕様書(案)の修正を行うものとする。</p> <p>3 積算条件資料の作成 (1) 土木工事積算システムのデータ入力に必要な積算条件の整理、とりまとめを行う。 (2) 積算に用いる材料単価等がない場合は、項目の抽出(名称、規格、単位、設計数量等)を行い、関係執行機関の担当職員と協議するものとする。 (3) 積算基準等に記載のない工種については、関係執行機関の担当職員と協議するものとする。 (4) 土木工事積算システムへのデータ入力 土木工事積算システムのデータ入力を行うものとする。 なお、データリストは、出力し入力内容の確認チェックを行う。</p> <p>5 照査 管理技術者は、工事設計書毎に以下の作業完了段階において照査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事発注図面及び数量総括表(数量計算)の作成、工事施工条件の確認、特記仕様書(案)の修正 (2) 積算条件資料の作成 (3) 土木積算システムのデータ入力 (4) その他管理技術者が必要と判断する場合</p>	<p>第8条 業務内容</p> <p>1 現地調査 関係執行機関が貸与する資料(第17条関係)を基に、原則、積算に必要な現場条件等の調査、確認を行う。ただし、関係執行機関の担当職員と協議の上、必要ないと判断される場合は、この限りでない。</p> <p>2 発注用設計資料の作成等 (1) 工事発注図面及び数量総括表(数量計算)の作成 関係執行機関が貸与する資料(第17条関係)を基に、工事発注図面及び数量総括表(数量計算)を作成する。作成に当たっては、積算基準等に適合しているか確認を行う。ただし、資料の作成にあたって応力計算、安定計算等は含まない。 (2) 工事施工条件の確認及び特記仕様書(案)の修正 関係執行機関が提示する工事施工のための工程計画、仮(架)設計画及びその他の工事施工条件等について、確認の上、必要に応じて特記仕様書(案)の修正を行うものとする。</p> <p>3 積算条件資料の作成 (1) 土木工事積算システムのデータ入力に必要な積算条件の整理、とりまとめを行う。 (2) 積算に用いる材料単価等がない場合は、項目の抽出(名称、規格、単位、設計数量等)を行い、関係執行機関の担当職員と協議するものとする。 (3) 積算基準等に記載のない工種については、関係執行機関の担当職員と協議するものとする。 (4) 土木工事積算システムへのデータ入力 土木工事積算システムのデータ入力を行うものとする。 なお、データリストは、出力し入力内容の確認チェックを行う。</p> <p>5 照査 管理技術者は、工事設計書毎に以下の作業完了段階において照査を行うものとする。</p> <p>(1) 工事発注図面及び数量総括表(数量計算)の作成、工事施工条件の確認、特記仕様書(案)の修正 (2) 積算条件資料の作成 (3) 土木積算システムのデータ入力 (4) その他管理技術者が必要と判断する場合</p>	
<p>第9条 業務内容の契約変更 本業務の設計数量は、別紙「数量総括表」のとおりとする。 なお、関係執行機関の担当職員の指示等により、この数量及び業務の内容に変更が生じる場合は、直ちに調査職員に報告し、協議の上、変更契約の対象とする。</p>	<p>第9条 業務内容の契約変更 本業務の設計数量は、別紙「数量総括表」のとおりとする。 なお、関係執行機関の担当職員の指示等により、この数量及び業務の内容に変更が生じる場合は、直ちに調査職員に報告し、協議の上、変更契約の対象とする。</p>	
<p>第10条 資料等の貸与 本業務の履行に必要な以下の資料を貸与するものとする。 なお、受注者は、貸与された資料について、業務の目的以外に複写、使用してはならない。</p> <p>1 工事に関する設計成果等 (1) 設計成果等(※1) 1式 ※1 発注ロット単位にとりまとめられた図面、数量計算書、特記仕様書(案)及び設計業務成果品並びに変更契約用に取りまとめられた図面及び数量計算書等</p> <p>2 図書類</p>	<p>第10条 資料等の貸与 本業務の履行に必要な以下の資料を貸与するものとする。 なお、受注者は、貸与された資料について、業務の目的以外に複写、使用してはならない。</p> <p>1 工事に関する設計成果等 (1) 設計成果等(※1) 1式 ※1 発注ロット単位にとりまとめられた図面、数量計算書、特記仕様書(案)及び設計業務成果品並びに変更契約用に取りまとめられた図面及び数量計算書等</p> <p>2 図書類</p>	

編章節条 改定案(令和8年4月版) 条文	編章節条 現行(令和7年版) 条文	改定理由
<p>(1) 土木工事標準積算基準書(各種) (2) 建設機械等損料算定表 (3) その他積算に必要となる図書 3 その他必要と認められる資料</p>	<p>(1) 土木工事標準積算基準書(各種) (2) 建設機械等損料算定表 (3) その他積算に必要となる図書 3 その他必要と認められる資料</p>	
<p>第11条 土木積算システム 業務で使用する土木積算システムについては、受注者が積算システム開発者と賃貸借契約を締結するものとする。 また、契約後、発注者に対し契約書の写しを提出するものとする。 なお、賃貸した土木積算システムについては、業務の目的以外に使用してはならない。</p>	<p>第11条 土木積算システム 業務で使用する土木積算システムについては、受注者が積算システム開発者と賃貸借契約を締結するものとする。 また、契約後、発注者に対し契約書の写しを提出するものとする。 なお、賃貸した土木積算システムについては、業務の目的以外に使用してはならない。</p>	
<p>第12条 打合せ協議 本業務の打合せ協議は、業務全体の業務着手時及び業務完了時に業務の全体計画等について調査職員と管理技術者が打合せを行うことを基本とし、必要に応じて業務の中間時に打合せを行うものとする。 また、対象工事毎についても主要な段階において、関係執行機関の担当職員と打合せを行うものとする。 なお、打合せ回数の増については、原則、契約変更の対象としない。</p>	<p>第12条 打合せ協議 本業務の打合せ協議は、業務全体の業務着手時及び業務完了時に業務の全体計画等について調査職員と管理技術者が打合せを行うことを基本とし、必要に応じて業務の中間時に打合せを行うものとする。 また、対象工事毎についても主要な段階において、関係執行機関の担当職員と打合せを行うものとする。 なお、打合せ回数の増については、原則、契約変更の対象としない。</p>	
<p>第13条 電子納品 1 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン」及び「鹿児島県電子納品ガイドライン運用の手引き」(以下「電子納品ガイドライン等」という。)に基づいて作成した電子データを指す。 【鹿児島県ウェブサイト】 ホーム > 事業者の方々 > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査 > CALS/EC > 鹿児島県の電子納品について 2 ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は、電子媒体で正本1部、副本1部の計2部提出する。また、情報共有システムを用いた電子納品を行う場合は、正本1部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。</p>	<p>第13条 電子納品 1 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン」及び「鹿児島県電子納品ガイドライン運用の手引き」(以下「電子納品ガイドライン等」という。)に基づいて作成した電子データを指す。 【鹿児島県ウェブサイト】 ホーム > 事業者の方々 > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査 > CALS/EC > 鹿児島県の電子納品について 2 ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は、電子媒体で正本1部、副本1部の計2部提出する。また、情報共有システムを用いた電子納品を行う場合は、正本1部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。</p>	
<p>第14条 下検査及び成果物引渡し (技術管理室で一括発注の場合は、)共通仕様書第1015条に示す検査に先立ち、関係執行機関単位で下検査を実施するものとする。 1 受注者は関係執行機関に対し、成果品と併せて以下の資料を提出するものとする。 なお、業務完了届(下検査調書兼用)については、下検査完了後に関係執行機関から返却を受けるものとする。 (1) 業務完了届(下検査調書兼用)の原本 (2) 成果物引渡書(第1号様式)の原本 2 受注者は全ての下検査を完了したときは、発注者に対し、以下の資料を提出するものとする。 (1) 業務完了届(下検査調書兼用)の原本 (2) 成果物引渡書(第1号様式)の原本 (3) 成果物引受書(第2号様式)の原本 ～参考(下検査)～</p>	<p>第14条 下検査及び成果物引渡し (技術管理室で一括発注の場合は、)共通仕様書第1015条に示す検査に先立ち、関係執行機関単位で下検査を実施するものとする。 1 受注者は関係執行機関に対し、成果品と併せて以下の資料を提出するものとする。 なお、業務完了届(下検査調書兼用)については、下検査完了後に関係執行機関から返却を受けるものとする。 (1) 業務完了届(下検査調書兼用)の原本 (2) 成果物引渡書(第1号様式)の原本 2 受注者は全ての下検査を完了したときは、発注者に対し、以下の資料を提出するものとする。 (1) 業務完了届(下検査調書兼用)の原本 (2) 成果物引渡書(第1号様式)の原本 (3) 成果物引受書(第2号様式)の原本 ～参考(下検査)～</p>	

編章節条 改定案(令和8年4月版) 条文	編章節条 現行(令和7年版) 条文	改定理由																																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>技術管理室</th> <th>地域振興局建設部長</th> <th>受注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成果品、業務完了届</td> <td></td> <td>受理・確認</td> <td>⇐ 提出</td> </tr> <tr> <td>検査調書（下検査用）</td> <td>原本受理</td> <td colspan="2">⇔ 検査調書の原本提出・写しの保管</td> </tr> <tr> <td>成果品引渡書</td> <td>原本受理</td> <td>⇐ 原本提出・写しの保管、受理・確認</td> <td>⇐ 提出</td> </tr> <tr> <td>成果品引受書</td> <td>写し受理</td> <td>⇐ 提出・写しの保管、受理・確認</td> <td>⇒ 受理</td> </tr> </tbody> </table>		技術管理室	地域振興局建設部長	受注者	成果品、業務完了届		受理・確認	⇐ 提出	検査調書（下検査用）	原本受理	⇔ 検査調書の原本提出・写しの保管		成果品引渡書	原本受理	⇐ 原本提出・写しの保管、受理・確認	⇐ 提出	成果品引受書	写し受理	⇐ 提出・写しの保管、受理・確認	⇒ 受理	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>技術管理室</th> <th>地域振興局建設部長</th> <th>受注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>成果品、業務完了届</td> <td></td> <td>受理・確認</td> <td>⇐ 提出</td> </tr> <tr> <td>検査調書（下検査用）</td> <td>原本受理</td> <td colspan="2">⇔ 検査調書の原本提出・写しの保管</td> </tr> <tr> <td>成果品引渡書</td> <td>原本受理</td> <td>⇐ 原本提出・写しの保管、受理・確認</td> <td>⇐ 提出</td> </tr> <tr> <td>成果品引受書</td> <td>写し受理</td> <td>⇐ 提出・写しの保管、受理・確認</td> <td>⇒ 受理</td> </tr> </tbody> </table>		技術管理室	地域振興局建設部長	受注者	成果品、業務完了届		受理・確認	⇐ 提出	検査調書（下検査用）	原本受理	⇔ 検査調書の原本提出・写しの保管		成果品引渡書	原本受理	⇐ 原本提出・写しの保管、受理・確認	⇐ 提出	成果品引受書	写し受理	⇐ 提出・写しの保管、受理・確認	⇒ 受理	
	技術管理室	地域振興局建設部長	受注者																																							
成果品、業務完了届		受理・確認	⇐ 提出																																							
検査調書（下検査用）	原本受理	⇔ 検査調書の原本提出・写しの保管																																								
成果品引渡書	原本受理	⇐ 原本提出・写しの保管、受理・確認	⇐ 提出																																							
成果品引受書	写し受理	⇐ 提出・写しの保管、受理・確認	⇒ 受理																																							
	技術管理室	地域振興局建設部長	受注者																																							
成果品、業務完了届		受理・確認	⇐ 提出																																							
検査調書（下検査用）	原本受理	⇔ 検査調書の原本提出・写しの保管																																								
成果品引渡書	原本受理	⇐ 原本提出・写しの保管、受理・確認	⇐ 提出																																							
成果品引受書	写し受理	⇐ 提出・写しの保管、受理・確認	⇒ 受理																																							
<p>第15条 疑義 本業務履行中に疑義を生じた場合、又は記載なき事項については、調査職員と受注者の協議によるものとする。</p>	<p>第15条 疑義 本業務履行中に疑義を生じた場合、又は記載なき事項については、調査職員と受注者の協議によるものとする。</p>																																									

<p style="text-align: center;">改定案(令和8年4月版)</p> <p>編章節条 条文</p>	<p style="text-align: center;">現行(令和7年版)</p> <p>編章節条 条文</p>	<p>改定理由</p>											
<p>第1条 発注者支援(施工管理)業務 特記仕様書(案)</p> <p>適用範囲 本特記仕様書は、次の業務(以下「本業務」という。)に適用する。 ○業務名:令和年度 発注者支援(施工管理)業務委託(〇〇工区) ○業務箇所:1. 〇〇市〇〇町(〇〇地域振興局建設部管内〇〇工区) 2. 〇〇市〇〇町(〇〇地域振興局建設部〇〇支所管内〇〇工区)</p> <p>第2条 業務目的 本仕様書は、各地域振興局(支庁)建設部において適切な施工と良質な品質確保のため、施行状況の照合及び確認・把握や指示・協議等に係る技術資料を作成等を目的とする。</p> <p>第3条 業務期間 業務期間は、令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日までとする。</p> <p>第4条 準拠図書 本業務は、契約図書によるほか、関連法令及び条例を遵守した上で、次の仕様書(以下「共通仕様書」という。)及び最新の技術基準等に基づき履行するものとする。 ○発注者支援業務共通仕様書(令和8年4月鹿児島県土木部制定)</p> <p>第5条 前払い金及び部分払い 本業務は、請負金額の10分の3以内の前金払の支払いを請求することができるものとする。 なお、部分払いは行わないものとする。</p> <p>第6条 主任技術者及び担当技術者の資格等 本業務に従事する主任技術者及び担当技術者の資格等は、次のとおりとする。</p>	<p>第1条 発注者支援(施工管理)業務 特記仕様書(案)</p> <p>適用範囲 本特記仕様書は、次の業務(以下「本業務」という。)に適用する。 ○業務名:令和年度 発注者支援(施工管理)業務委託(〇〇工区) ○業務箇所:1. 〇〇市〇〇町(〇〇地域振興局建設部管内〇〇工区) 2. 〇〇市〇〇町(〇〇地域振興局建設部〇〇支所管内〇〇工区)</p> <p>第2条 業務目的 本仕様書は、各地域振興局(支庁)建設部において適切な施工と良質な品質確保のため、施行状況の照合及び確認・把握や指示・協議等に係る技術資料を作成等を目的とする。</p> <p>第3条 業務期間 業務期間は、令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日までとする。</p> <p>第4条 準拠図書 本業務は、契約図書によるほか、関連法令及び条例を遵守した上で、次の仕様書(以下「共通仕様書」という。)及び最新の技術基準等に基づき履行するものとする。 ○発注者支援業務共通仕様書(令和7年3月鹿児島県土木部制定)</p> <p>第5条 前払い金及び部分払い 本業務は、請負金額の10分の3以内の前金払の支払いを請求することができるものとする。 なお、部分払いは行わないものとする。</p> <p>第6条 主任技術者及び担当技術者の資格等 本業務に従事する主任技術者及び担当技術者の資格等は、次のとおりとする。</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>R8に更新</p>											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職 階</th> <th style="width: 70%;">資 格 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技術者</td> <td>次のいずれかの資格等を有し、かつ次の経験(イ)を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術監理部門一級又は二級建設部門) ② 一級土木施工管理技士 ③ 土木学会等の上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ④ (一社)全日本建設技術協会による公共工事高専級技術者(I)、公共工事高専級技術者(II) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(建設士部門と同様の範囲に限る) ⑥ 技術的経験等を2.5年以上有する者 【実績】 過去1年間(※)業務の実績が1件以上ある者</td> </tr> <tr> <td>担当技術者</td> <td>次のいずれかの資格等を有する者、又は次の実績(イ)を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術監理部門一級又は二級建設部門)、技術士補(建設部門) ② 一級又は二級土木施工管理技士 ③ 土木学会等の上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 ④ (一社)全日本建設技術協会による公共工事高専級技術者(I)、公共工事高専級技術者(II) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(建設士部門と同様の範囲に限る) ⑥ 技術的経験等を1.0年以上有する者 【実績】 過去1年間(※)業務の実績が1件以上ある者</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 同種業務は、国、特別法人等又は地方公共団体が発注した土木工事に係る「施工管理」又は、公共工事の発注者として「工事の施工管理又は監理(検査又は検査職員)」として従事した経験</p>	職 階	資 格 等	主任技術者	次のいずれかの資格等を有し、かつ次の経験(イ)を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術監理部門一級又は二級建設部門) ② 一級土木施工管理技士 ③ 土木学会等の上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ④ (一社)全日本建設技術協会による公共工事高専級技術者(I)、公共工事高専級技術者(II) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(建設士部門と同様の範囲に限る) ⑥ 技術的経験等を2.5年以上有する者 【実績】 過去1年間(※)業務の実績が1件以上ある者	担当技術者	次のいずれかの資格等を有する者、又は次の実績(イ)を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術監理部門一級又は二級建設部門)、技術士補(建設部門) ② 一級又は二級土木施工管理技士 ③ 土木学会等の上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 ④ (一社)全日本建設技術協会による公共工事高専級技術者(I)、公共工事高専級技術者(II) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(建設士部門と同様の範囲に限る) ⑥ 技術的経験等を1.0年以上有する者 【実績】 過去1年間(※)業務の実績が1件以上ある者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職 階</th> <th style="width: 70%;">資 格 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主任技術者</td> <td>次のいずれかの資格等を有し、かつ次の経験(イ)を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術監理部門一級又は二級建設部門) ② 一級土木施工管理技士 ③ 土木学会等の上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ④ (一社)全日本建設技術協会による公共工事高専級技術者(I)、公共工事高専級技術者(II) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(建設士部門と同様の範囲に限る) ⑥ 技術的経験等を2.5年以上有する者 【実績】 過去1年間(※)業務の実績が1件以上ある者</td> </tr> <tr> <td>担当技術者</td> <td>次のいずれかの資格等を有する者、又は次の実績(イ)を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術監理部門一級又は二級建設部門)、技術士補(建設部門) ② 一級又は二級土木施工管理技士 ③ 土木学会等の上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 ④ (一社)全日本建設技術協会による公共工事高専級技術者(I)、公共工事高専級技術者(II) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(建設士部門と同様の範囲に限る) ⑥ 技術的経験等を1.0年以上有する者 【実績】 過去1年間(※)業務の実績が1件以上ある者</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 同種業務は、国、特別法人等又は地方公共団体が発注した土木工事に係る「施工管理」又は、公共工事の発注者として「工事の施工管理又は監理(検査又は検査職員)」として従事した経験</p>	職 階	資 格 等	主任技術者	次のいずれかの資格等を有し、かつ次の経験(イ)を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術監理部門一級又は二級建設部門) ② 一級土木施工管理技士 ③ 土木学会等の上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ④ (一社)全日本建設技術協会による公共工事高専級技術者(I)、公共工事高専級技術者(II) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(建設士部門と同様の範囲に限る) ⑥ 技術的経験等を2.5年以上有する者 【実績】 過去1年間(※)業務の実績が1件以上ある者	担当技術者	次のいずれかの資格等を有する者、又は次の実績(イ)を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術監理部門一級又は二級建設部門)、技術士補(建設部門) ② 一級又は二級土木施工管理技士 ③ 土木学会等の上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 ④ (一社)全日本建設技術協会による公共工事高専級技術者(I)、公共工事高専級技術者(II) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(建設士部門と同様の範囲に限る) ⑥ 技術的経験等を1.0年以上有する者 【実績】 過去1年間(※)業務の実績が1件以上ある者
職 階	資 格 等												
主任技術者	次のいずれかの資格等を有し、かつ次の経験(イ)を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術監理部門一級又は二級建設部門) ② 一級土木施工管理技士 ③ 土木学会等の上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ④ (一社)全日本建設技術協会による公共工事高専級技術者(I)、公共工事高専級技術者(II) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(建設士部門と同様の範囲に限る) ⑥ 技術的経験等を2.5年以上有する者 【実績】 過去1年間(※)業務の実績が1件以上ある者												
担当技術者	次のいずれかの資格等を有する者、又は次の実績(イ)を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術監理部門一級又は二級建設部門)、技術士補(建設部門) ② 一級又は二級土木施工管理技士 ③ 土木学会等の上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 ④ (一社)全日本建設技術協会による公共工事高専級技術者(I)、公共工事高専級技術者(II) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(建設士部門と同様の範囲に限る) ⑥ 技術的経験等を1.0年以上有する者 【実績】 過去1年間(※)業務の実績が1件以上ある者												
職 階	資 格 等												
主任技術者	次のいずれかの資格等を有し、かつ次の経験(イ)を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術監理部門一級又は二級建設部門) ② 一級土木施工管理技士 ③ 土木学会等の上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者 ④ (一社)全日本建設技術協会による公共工事高専級技術者(I)、公共工事高専級技術者(II) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(建設士部門と同様の範囲に限る) ⑥ 技術的経験等を2.5年以上有する者 【実績】 過去1年間(※)業務の実績が1件以上ある者												
担当技術者	次のいずれかの資格等を有する者、又は次の実績(イ)を有した者 【資格等】 ① 技術士(総合技術監理部門一級又は二級建設部門)、技術士補(建設部門) ② 一級又は二級土木施工管理技士 ③ 土木学会等の上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者 ④ (一社)全日本建設技術協会による公共工事高専級技術者(I)、公共工事高専級技術者(II) ⑤ R C C M又はR C C Mと同等の能力を有する者(建設士部門と同様の範囲に限る) ⑥ 技術的経験等を1.0年以上有する者 【実績】 過去1年間(※)業務の実績が1件以上ある者												

編章節条 改定案(令和8年4月版) 条文	編章節条 現行(令和7年版) 条文	改定理由
<p>第7条 業務計画書 1 受注者は、共通仕様書第1010条に基づき業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。 2 本業務の実施体制として、担当技術者の配置計画等を記載するものとする。</p>	<p>第7条 業務計画書 1 受注者は、共通仕様書第1010条に基づき業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。 2 本業務の実施体制として、担当技術者の配置計画等を記載するものとする。</p>	
<p>第8条 業務内容 1 本業務の範囲は共通仕様書第3002条によるものとする。 2 対象工事内容は、別紙1「対象工種一覧表」とおりであるが、工種内容を変更する場合がある。</p>	<p>第8条 業務内容 1 本業務の範囲は共通仕様書第3002条によるものとする。 2 対象工事内容は、別紙1「対象工種一覧表」とおりであるが、工種内容を変更する場合がある。</p>	
<p>第9条 業務内容の契約変更 本業務の数量は、別添「数量総括表」とおりとするが、各執行機関の監督職員等の指示等により、数量及び業務の内容に変更が生じる場合は、直ちに書面で発注者に報告するものとする。</p>	<p>第9条 業務内容の契約変更 本業務の数量は、別添「数量総括表」とおりとするが、各執行機関の監督職員等の指示等により、数量及び業務の内容に変更が生じる場合は、直ちに書面で発注者に報告するものとする。</p>	
<p>第10条 業務打合せ等 1 業務打合せの内容等 主任技術者は、工事現場の状況等を把握した上で、共通仕様書第1009条の定める打合せを行うものとする。 なお、本業務は業務着手時と完了時に各1回、下記事項について監督職員と打合せを行うものとする。 ①業務内容 ②業務の履行状況の確認 ③その他業務の実施上の必要となる事項 2 業務報告書 共通仕様書第3005条の規定に基づき、月毎に業務報告書により業務の実施内容等を報告することを原則とするが、前条の規定に基づく打合せ、協議により報告、または提出期限が別途定められているものについては、その協議に基づき実施するものとする。</p>	<p>第10条 業務打合せ等 1 業務打合せの内容等 主任技術者は、工事現場の状況等を把握した上で、共通仕様書第1009条の定める打合せを行うものとする。 なお、本業務は業務着手時と完了時に各1回、下記事項について監督職員と打合せを行うものとする。 ①業務内容 ②業務の履行状況の確認 ③その他業務の実施上の必要となる事項 2 業務報告書 共通仕様書第3005条の規定に基づき、月毎に業務報告書により業務の実施内容等を報告することを原則とするが、前条の規定に基づく打合せ、協議により報告、または提出期限が別途定められているものについては、その協議に基づき実施するものとする。</p>	
<p>第11条 施設等の使用 本業務の履行にあたり、特記仕様書第1条で想定する業務場所において使用する発注者所有施設の使用料及び同場所で使用する光熱水料は原則、受注者の負担とする。</p>	<p>第11条 施設等の使用 本業務の履行にあたり、特記仕様書第1条で想定する業務場所において使用する発注者所有施設の使用料及び同場所で使用する光熱水料は原則、受注者の負担とする。</p>	
<p>第12条 成果物 共通仕様書第3006条に規定する事項に加え、業務履行に必要な各種資料・調査結果等を併せて報告書として提出するものとする。</p>	<p>第12条 成果物 共通仕様書第3006条に規定する事項に加え、業務履行に必要な各種資料・調査結果等を併せて報告書として提出するものとする。</p>	
<p>第13条 電子納品 1 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン」及び「鹿児島県電子納品ガイドライン運用の手引き」(以下「電子納品ガイドライン等」という。)に基づいて作成した電子データを指す。 【鹿児島県ウェブサイト】 ホーム > 事業者の方々 > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査 > CALS/EC > 鹿児島県の電子納品について 2 ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は、電子媒体で正本1部、副本1部の計2部提出する。また、情報共有システムを用いた電子納品を行う場合は、正本1部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。</p>	<p>第13条 電子納品 1 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン」及び「鹿児島県電子納品ガイドライン運用の手引き」(以下「電子納品ガイドライン等」という。)に基づいて作成した電子データを指す。 【鹿児島県ウェブサイト】 ホーム > 事業者の方々 > 社会基盤 > 公共事業 > 技術管理・検査 > CALS/EC > 鹿児島県の電子納品について 2 ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は、電子媒体で正本1部、副本1部の計2部提出する。また、情報共有システムを用いた電子納品を行う場合は、正本1部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。</p>	
<p>第14条 疑義 本業務履行中に疑義を生じた場合、又は記載なき事項については、監督職員と受注者の協議によるものとする。</p>	<p>第14条 疑義 本業務履行中に疑義を生じた場合、又は記載なき事項については、監督職員と受注者の協議によるものとする。</p>	